

軽減税額算出表(沖縄県産酒類に対する酒税の軽減用)の記載方法

	A欄	B欄
①	租税特別措置法軽減税額算出表⑭の額を転記します。	
②	当月移出した沖特法適用酒類の沖特法軽減前の税額を記載します。	
③	②のうち、単式蒸留焼酎の税額を記載します。	③Aの額から、単式蒸留焼酎の軽減割合を差し引いた額を記載します。
④	②のうち、単式蒸留焼酎以外の税額を記載します。	④Aの額から、単式蒸留焼酎以外の酒類の軽減割合を差し引いた額を記載します。
⑤	当月移出した酒類のうち、「本則税率適用分」及び「租税特別措置法87条のみ適用分」の税額を記載します。	⑤Aの額を転記します。
⑥	A欄の③、④、⑤を合計した額を記載します。	B欄の③、④、⑤を合計した額を記載します。
⑦	当月控除した沖特法適用酒類の沖特法軽減前の税額を記載します。	
⑧	⑦のうち、単式蒸留焼酎の税額を記載します。	⑧Aの額から、単式蒸留焼酎の軽減割合(※)を差し引いた額を記載します。
⑨	⑦のうち、単式蒸留焼酎以外の税額を記載します。	⑨Aの額から、単式蒸留焼酎以外の軽減割合(※)を差し引いた額を記載します。
⑩	当月控除した酒類のうち、「本則税率適用分」及び「租税特別措置法87条のみ適用分」の税額を記載します。	⑩Aの額を転記します。
⑪	A欄の⑧、⑨、⑩の合計した額を記載します。	B欄の⑧、⑨、⑩の合計した額を記載します。
⑫		⑥Bの額から⑪Bの額を差し引き、当月の納付税額を算出します。

※移出時の軽減割合を適用して計算します。